

デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における 環境整備等に関する検討会について

1. 開催趣旨

昨今、グローバルで変化が激しいデジタル市場においては、従前の消費者取引では想定していなかった取引を仲介する事業者の存在感が増大している。特に、デジタル・プラットフォーム企業が取引の場を提供することで、消費者の利便性の向上、ニーズの掘り起こし等により、CtoC 取引も含めた消費者取引の市場が拡大している。他方、取引に不慣れな個人が売主になった場合のトラブルが増加するものの、未解決のまま放置されたり、BtoC や CtoC を問わずデジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引での新たなトラブルが出現している。

このような状況に鑑み、デジタル市場における消費者利益の確保の観点から、場の提供者としてのデジタル・プラットフォーム企業の役割を踏まえて、消費者被害の実態を把握し、デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等について、産業界の自主的な取組や共同規制等も含め、政策面・制度面の観点から検討するため、消費者庁において、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、令和2年夏頃を目途に結論を得る。

2. 主な検討事項

- (1) 取引の場の提供者としての役割
- (2) デジタル・プラットフォーム企業から消費者に対する情報提供の在り方 等

3. 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関するプロジェクトチーム」において処理する。